



2018年(平成30年)4月1日施行

富山県手話言語条例

— 障害の有無にかかわらず、すべての県民が共に生きる社会へ —

県では、手話が国際的に認知された言語であるとの認識のもと、聴覚障害者団体等のご意見を踏まえ、「富山県手話言語条例」を制定しました。

この条例の制定を契機として、あらためて聴覚障害のある方が手話により誇りを持って意思疎通を行う権利が尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会を県民の皆さんと一緒に考え、着実に実現していきます。

